

静岡県告示第382号

国土交通省中部地方整備局から清水港内に係る公有水面埋立承認の申請があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき告示する。

なお、関係図書を告示の日から起算して3週間、静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課、静岡県清水港管理局及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成31年4月18日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝平太

1 出願人

- (1) 住所 愛知県名古屋市中区丸の内2丁目1番36号
- (2) 氏名 国土交通省中部地方整備局
- (3) 代表者 愛知県名古屋市中区榑木町3丁目73番地
国土交通省中部地方整備局長 勢田 昌功

2 埋立区域

(1) 位置

静岡県静岡市清水区日の出町109-1番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結んだ線により囲まれた区域。

- ①の地点 三保貝島四等三角点（北緯35度00分29秒5523、東経138度30分09秒6954（以下「基点」という。））から229度52分55秒644.96mの地点
- ②の地点 ①の地点から 89度47分10秒 25.20mの地点
- ③の地点 ②の地点から 179度47分10秒 183.24mの地点
- ④の地点 ③の地点から 269度47分10秒 25.70mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 359度47分10秒 158.21mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 90度00分00秒 0.50mの地点

(3) 面積

4,696.69平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

静岡県静岡市清水区日の出町109-1番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点を結んだ線により囲まれた区域。

- ㊸の地点 三保貝島四等三角点（北緯35度00分29秒5523、東経138度30分09秒6954（以下「基点」という。））から237度47分38秒552.70mの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から 89度47分10秒 140.00mの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から 179度47分10秒 425.06mの地点

㊥の地点	㊦の地点から	269度47分10秒	140.00mの地点
㊧の地点	㊥の地点から	359度47分10秒	115.00mの地点
㊨の地点	㊧の地点から	269度47分10秒	35.00mの地点
㊩の地点	㊨の地点から	359度47分10秒	195.06mの地点
㊪の地点	㊩の地点から	89度47分10秒	35.00mの地点

(3) 面積

66,334.68平方メートル

4 埋立地の用途

埠頭用地

5 出願年月日

平成31年4月11日